

令和8年度 医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画

No	取組内容		令和8年度の目標	目標達成のための手順
1	外来診療時間の短縮、地域の他の保険医療機関との連携などの外来縮小の取組み	外来診療時間の短縮	・入院センターの効率的・効率的な運用 ・他の医療機関との連携体制に基づく外来の縮小等 ・1次救急に関して、医師会への協力要請	・管理栄養士、薬剤師、クラーク、看護師が連携し、効果的・効率的な支援を行うための運用を検討する。 ・入院説明を一部DX導入する。【患サポ】 ・退院後に地域の医療機関にその後の診療をお願いする。 ・夜間の1次診療所運営の依頼 ・小児急病センターの移動の要請 ・地域医療支援を推進し、術後外来フォローを減らす。【外科】
		地域の他の保険医療機関との連携	・地域医療連携の推進により、初診時の効率的かつ効果的な診察の実施	・在宅、退院、転院調整支援の充実強化、紹介率・逆紹介率の向上、開業医訪問の強化等、積極的な地域医療連携に取り組む。 ・緊急受診の応需率の増を図るため、より応需しやすい環境づくりに取り組む。 ・地域医療連携の会の開催による顔の見える関係を構築する。
		その他	・救急外来患者の適切な診察・治療のため、症状に応じた優先順位を看護師が判断できる。 ・地域医療支援病院としての広報の推進 ・病院長からの情報発信	・ER看護師によるトリアージ体制、感染症の検体採取（鼻咽頭ぬぐい）の体制を継続する【看護部】 ・院内掲示や外部の広報物、ホームページの掲載等の充実を図り、かかりつけ医の受診を勧奨する。 ・開業医を中心に、地域完結型医療についてや医療機関による役割分担について、地域連携だよりや地域連携の会などを通じて共通認識の醸成を図る。
2	院内保育所の設置	夜間帯の保育の実施	・夜間帯の利用ニーズがない状況ではあるが、基本保育終了時間19:30、延長保育終了時間21:30の継続実施	・保育士不足の中、確実に運営が確保されるよう安定した人材確保に努める。
		病時保育の実施		
3	医師事務作業補助者の配置による病院勤務医の事務作業を軽減		・医師事務作業補助者の配置体制及び人員の拡充（20対1の補助体制加算の取得）＜庶務課＞	・MA管理室で医師事務作業補助者の効果的な配置を調整する。 ・積極的に職業訓練校の学生向けの説明会を開催し、待遇改善を検討するなど、安定した人材確保に努めながら、更に上位の加算取得を目指し、人員の拡充を進める。【庶務課】
4	病院勤務医の時間外・休日・深夜の対応についての負担軽減及び処遇改善		・適切な労務管理の実施 ・人材確保につながる取り組みの強化 ・患者等に対する医師の働き方改革についての周知 ・会計年度任用職員制度の効率的な運用	・適切な労務管理の下で勤務表を作成するよう、管理職医師に例月の所属医師の時間外勤務状況を報告する。 ・有能な人材を確保できるよう人材確保に関するイベントへの参加、広報等を実施する。 ・夜間帯の勤務医について、外部応援医師を確実に確保するとともに、コンサルテーションの強化を図る。 ・患者等に対する医師の働き方改革について周知する。 ・会計年度任用職員に係る時間外勤務等の管理を適切に行い、処遇の改善に繋げる。 ・EICU当直、EHCU当直に携わる医師を増やし、救急医（内科医）の負担を減らす。 ・時間外業務が一部の特定診療科の医師で特に多くなりがちな現状を踏まえ、当該科以外でも対応可能な業務については他科医師とも業務を分担する。
5	助産師外来の開設による医師の負担軽減		・助産師による妊産婦へのケアや保険指導を充実し、医師の診療業務を補完・軽減する。	・助産外来での妊娠婦への保健指導や健診・メンタルヘルスケア・母乳ケアを継続する。 ・助産主導による産後ケア（宿泊型）。 ・宿泊ケア受け入れを継続する。【看護部】

令和8年度 医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画

No	取組内容	令和8年度の目標	目標達成のための手順
6	看護補助者の配置による看護職員の負担軽減	・看護職員による適切な指示、指導及び実施記録に基づく看護助手の安全な直接ケア実施体制の構築	・看護助手協働推進委員会企画運営のもと、看護助手を対象とした看護助手研修、看護助手会を計画的に実施する。(年5回予定) ・看護教育委員会企画運営のもと、看護職員を対象とした看護補助者活用推進研修及び看護補助者協働推進研修を計画的に実施する。 ・看護職員ならびに看護助手に対し、看護助手職務規定及び看護助手業務マニュアルを周知する。 ・看護助手協働推進委員会及び各部署により、看護助手業務(直接ケア)に関する指示、指導及び実施記録の運用を定着する。 ・上記4の実施評価に基づき、必要な場合、看護助手職務規定および業務マニュアルを修正する。 【看護部】